



消費者第400号
平成30年9月5日

徳島県消費生活審議会
会長 加渡 いづみ 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



新次元の消費者行政・消費者教育の取組の評価について（諮問）

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本施策に関する条例第47条の規定に基づき、「新次元の消費者行政・消費者教育の取組」について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

平成28年9月1日にまち・ひと・しごと創生本部が決定した政府関係機関の地方移転にかかる具体的な取組として、平成29年7月24日、徳島県に消費者庁の「消費者行政新未来創造オフィス」が開設されました。

開設以来、徳島県は、消費者行政新未来オフィスと連携し、本県を実証フィールドとして、成年年齢引下げを見据えた「若者向け消費者教育」、高齢者等の消費者被害を防止する「見守りネットワークの構築」、エシカル消費の普及推進などの数々のプロジェクトを推進しており、「全国展開のためのモデル」となる取組が着実に進んでいます。

一方、まち・ひと・しごと創生本部において、消費者庁の地方移転については、平成31年度を目途に検証・見直しを行い、決定されることとなっており、県においても自らによる移転の波及効果等の検証を行う必要があると考えております。

つきましては、昨年度改定した「徳島県消費者基本計画」や「徳島県消費者教育推進計画」に含まれる各種施策や消費者庁等と連携したプロジェクトなど現在行っている新次元の消費者行政・消費者教育の取組について、効果検証を行いたいと考えております。